



## 【根拠法令等】

### 地方独立行政法人法

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

#### （財務諸表等）

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 （略）

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

以下の2～5は、次を前提としている。

- ・ 評価は、「年度評価」、「中間評価」、「中期目標期間評価」の3つであること。
- ・ 評価は、法人の自己評価を踏まえ、評価委員会が評価を行うこと。
- ・ 評価基準は、5段階の評価としていること。

## 2 評価委員会の評価に係る基本方針（案）

- (1) 評価委員会は、各事業年度終了時に中期目標の達成に向けて、中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況を調査・分析し、法人の当該事業年度の業務実績について評価する。  
また、中期目標期間終了時には、当該期間における中期計画等の実施状況の調査・分析を行い、達成状況について総合的に評価する。
- (2) 評価委員会は、法人を取り巻く医療環境の変化等に配慮しつつ、法人の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにし、法人の業務達成に向けての積極的な取組を評価するなど、法人の業務の継続的な質的向上に資する評価を行う。
- (3) 評価委員会は、評価を通じて法人の業務運営の状況をわかりやすく示すことにより、法人の業務運営の透明性を確保し、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価委員会は、評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。
- (5) 評価の方法については、法人を取り巻く環境の変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行う。

## 3 評価方法の基本（案）

法人の評価は、「年度ごとの評価」と「中期目標期間の中間評価」、「中期目標終了時の総合評価」を実施する。

### (1) 年度ごとの評価

各年度計画の達成状況を確認すること等により業務の実績について評価を行う。評価は、法人が自己評価をしたものを踏まえて評価委員会が行う。

なお、以下の①のような評価基準を明らかにした評価実施要領を評価委員会が策定し、それに基づき評価を行う。

#### ① 評価基準（例示）

区分	評価の基準の説明	判断の目安
V	年度計画を著しく上回って実施している	計画の実施状況が120%超
IV	年度計画を上回って実施している	〃 が100%超
III	年度計画を順調に実施している	〃 が90%超 100%以下
II	年度計画を十分に実施できていない	〃 が60%超 90%以下
I	年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない	〃 が60%以下

#### ② 評価の視点

- ・ 評価を通じて改革のための取組を積極的に支援する。
- ・ 組織、業務等について、改善等を明らかにする。

### (2) 中期目標期間の中間評価（中期目標期間の4年目）

評価委員会は、各年度の評価の結果を踏まえて、中期目標・中期計画の進捗状況を確認するとともに、中期目標期間の中間点（3年目）における振り返りとして総括評価を行う。

(3) 中期目標期間終了後の総合評価（独法化6年目）

評価委員会は、中期目標期間終了後（独法化6年目）に第1期中期目標期間の総合評価を行う。

《中期目標期間中の評価のイメージ》

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
(1) 年度計画		H24 業務実績報告 ↓ 評価	H25 業務実績報告 ↓ 評価	H26 業務実績報告 ↓ 評価	H27 業務実績報告 ↓ 評価	H28 業務実績報告 ↓ 評価
	24年度計画	25年度計画	26年度計画	27年度計画	28年度計画	29年度計画
(2) (3) 中期目標・中期計画	進捗状況の確認			中間評価 ↓ 次期中期目標、中期計画への意見		総合評価

4 各事業年度終了時の評価の方法（案）

(1) 法人は当該事業年度における「業務の実績報告書」を翌年度の6月末までに、評価委員会に提出する。

\*業務の実績報告書とは、当該年度計画の報告書、財務諸表等を示す。

《主な内容》法人概要、法人予算、法人事業概要 法人の自己評価など

【根拠法令等】

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則

<p>(各事業年度に係る業務の実績報告)</p> <p>第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例（平成23年三重県条例第2号）第1条に規定する委員会をいう。以下この条及び第8条において「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、<u>当該事業年度の終了後3月以内に、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。</u></p>
---

<p>(中期目標の期間における業務の実績報告)</p> <p>第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、<u>当該中期目標の期間の終了後3月以内に、当該中期目標に定められた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。</u></p>
---

- (2) 評価委員会は提出を受けた報告書等について法人の意見を聴取し、**評価結果を知事が9月定例議会に報告できるように評価を実施する。**

《評価のポイント》

- ・法人の意見を受けて、できる限り定量的な評価指標を設定するとともに、評価基準に基づいて客観的に評価する。
- ・一つの指標のみで適切な評価が困難な項目については、複数指標設定や定性的な評価項目の達成状況を基に評価する。
- ・評価基準に基づいて客観的に評価することが困難な項目については、委員の協議により評価する。
- ・法人全体としての業務運営、財務内容等の経営面を評価する一方で、人材育成・研究の状況についても、その特性に配慮し、事業の外形的・客観的な進捗状況を確認する。
- ・必要に応じて、改善すべき事項や目標設定の妥当性等を記述する。

## 5 評価を受ける法人が留意すべき事項（案）

評価を受ける法人が留意すべき事項について次のとおり示す。

- (1) 評価委員会は法人から示される指標等を基に評価を行うことから、法人は自ら行う**自己評価・自己改善**を基に説明責任を果たすことが基本であること。
- (2) 法人は、達成状況を客観的にあらわすためにできる限り数値指標等の指標を設定すること。また、定性的な指標の場合には、その達成状況が明らかになるよう工夫すること。
- (3) 法人における内部評価については、以下のとおりとする。  
法人は、県民の視点に留意し、法人が行う内部評価に際して用いる指標や基準・結果・活用について、できる限りわかりやすく説明すること。
- (4) 法人は、各項目について以下の点に留意しつつ自由に記載することができるものとする。  
法人化のメリットを活用して、自主自立的な病院運営をめざした財政、組織、人事などの面での特色ある取組  
自主自立的な病院運営や人材育成、研究活動等を円滑に進めるための様々な工夫  
自己点検・評価の過程で、中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況。  
中期計画の達成に向けて支障が生じている(あるいは生じるおそれがある)場合には、その状況、理由(外的要因を含む) など

## 6 法人の年度業務実績報告書（案）及び評価結果報告書（案）のイメージ

法人が作成し、評価委員会に提出する年度業務実績報告書及び、評価委員会が作成する評価結果報告書のイメージは以下のとおりである。

【参考資料2】年度業務実績報告書（案）と評価結果報告書（案）のイメージ